

著作権等管理事業者

——その役割と利用法——

唐 津 真 美*

抄 録 著作権等管理事業者の制度は、著作権者自身による管理事務の負担を軽減すると同時に、利用者が権利者と個別交渉を行わずに著作物を利用できるようにする仕組みである。著作権等管理事業者法の改正に伴い新規参入が容易になったことにより、音楽著作権の管理事業を中心に多くの新規事業者も参入し、権利処理システムもより利便性の高いものに発展しつつある。一括的な権利処理の前提となる管理委託の取得が困難な場合も多いなど課題もあるが、著作権等管理事業者を理解し利用することは、コンテンツ利用者が効率的に権利処理を進めるうえで重要である。

目 次

1. はじめに
2. 著作権等管理事業者法
3. 権利処理が必要な著作物は何か
4. 音楽に関する管理事業者
5. 出版物に関する管理事業者
6. 映像に関する管理事業者
7. 制定制度の動向
8. おわりに

1. はじめに

著作権の保護期間が満了していない他人の著作物を使用する場合には、引用（著作権法第32条）や私的使用のための複製（同第30条）など、著作権法が認める権利制限規定に該当する場合を除いて、著作権者の許諾を得る必要があります。しかし、許諾を得ようと思った時に権利者を容易に探し出せるとは限りませんし、権利者の側にとっても、毎回自分で許諾の可否や条件を交渉することが負担になる場合もあります。そこで、使用形態が多様で使用量も多い音楽の著作権を中心に、権利者と個別交渉を行わずに著作物を利用できるようにするための仕組みと

して、多くの権利を一括して管理する事業者、すなわち「著作権等管理事業者」の制度が世界各国で整えられてきました。

著作物の利用者は、著作権等管理事業者を上手に利用することによって、許諾を得る際の手間を減らすことができます。そこで本稿では、著作権等管理事業者法をめぐる近時の動きを概説した後で、利用頻度が高い音楽・出版物・映像の各分野について、主要な著作権等管理事業者の特色や利用上の留意点を説明したいと思います。また、同じく権利者から個別の許諾を得なくても著作物を利用できる制度として、文化庁の裁定制度にも触れたいと思います。

2. 著作権等管理事業者法

(1) 前身—仲介業務法

著作権の管理については、平成13年10月1日に施行された「著作権等管理事業者法」が規定しています。それ以前に著作権管理事業を規制していた法律は、昭和14年に制定された「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」（仲介業務法）でした。仲介業務法のもとでは、仲介業務の対

* 弁護士・ニューヨーク州弁護士 Mami KARATSU

象となる「著作物」は、「小説」、「脚本」、「楽曲を伴う場合に於ける歌詞」、「楽曲」と指定されていました。また、仲介業務への参入は許可制であり、管理委託契約約款や使用料規程についても許可を受ける必要がありました。仲介業務法による規制は60年以上続きましたが、新規事業者の参入が制限されている点や、適用対象が限定されており現在の著作物の利用実態に適應していない点などが批判されていました。

(2) 著作権等管理事業法の特徴

このような批判や要請に応えるため、仲介業務法を廃止し、新たに制定されたのが著作権等管理事業法です。仲介業務法と比較すると、適用対象を著作権及び著作隣接権の及ぶ全ての分野に拡大したこと、また、新規参入を容易にするため、参入規制を許可制ではなく登録制としたことなどが特色となっています。また、仲介事業法のもとでは認可を受ける必要があった使用料規程を届出制にする一方で、著作物等の使用料が適正に設定されるように、使用料規程に関する協議・裁定制度も整備されました。

同法における著作権等管理事業者とは、権利者から著作権等の管理の委託を受けている事業者のうち、権利行使に関する判断についても一任を受けており（一任型）、さらに使用料の額についても自ら決定できる者のことです。管理

の方法としては、管理事業者が権利者から信託譲渡によって著作権等の権利自体の譲渡を受ける方式（信託方式）と、管理事業者が権利者から利用許諾の取次ぎや代理を行う委任を受ける方式（委託方式）があります。

(3) 管理事業者一覧

平成28年3月1日現在、著作権等管理事業者として文化庁に登録されている団体は本項末尾記載の通りです。各団体の使用料も公表されており、委託者や利用者は規程の内容を容易に確認できるようになっています。

3. 権利処理が必要な著作物は何か

利用者にとって著作権等管理事業者が大きな意味を持つのは、著作物の利用について許諾を得る必要がある時です。最初のステップとして、対象コンテンツにどのような著作物が含まれているのか理解することが重要です。著作権等管理事業者を通じて権利処理が可能だとしても、コンテンツによっては複数の管理事業者に申請する必要があることを理解していただくために、一例として、放送番組を二次的に利用する場合について整理してみました。

放送番組をそのまま他局で放送するような場合には、通常は放送局からの許諾で足りませんが、本来の放送番組としての利用を超えた二次的利

表1 仲介業務法と著作権等管理事業法の比較

	仲介業務法	著作権等管理事業法
対象とするもの	小説, 脚本, 楽曲を伴う歌詞, 楽曲	著作物, 実演, レコード, 放送, 有線放送
規制する事業	・ 著作物の利用契約につき著作権者のために代理又は媒介を業とせずこと ・ 著作権の移転を受け他人のために著作物を管理する行為を業とせずこと（信託）	委託者との信託契約又は委任契約（取次ぎ又は代理によるもの）に基づき、著作権等の管理（利用の許諾等）を行う事業 * 委託者・受託者の間に、人的関係など密接な関係がある場合及び非一任型は除外
参入規制	許可制	登録制
管理委託契約約款・使用料規程	許可制	届出制

表2 放送番組の二次利用に関する著作権等管理事業者

著作物等の種類	権利者	主な管理事業者
言語の著作物	小説等の原作者	日本文藝作家協会
	脚本家	日本脚本家連盟 シナリオ作家協会
音楽の著作物	作曲家	JASRAC NexTone
	作詞家	
実演	実演家 (歌手・俳優等)	日本音楽事業者協会 芸団協
レコード (音源)	レコード製作者	日本レコード協会

用の場合は、上記のように、番組に関連する多くの著作権や、実演家の権利を含む著作隣接権について権利処理が必要になることに留意してください。主要な著作権等管理事業者については、次項以降でご説明します。

4. 音楽に関する管理事業者

(1) 「巨人」JASRAC

音楽の著作物は、演奏、インターネット配信、放送、貸与など使用形態が多様で、また、1回の放送番組で多いときは数十曲も使用されるなど、使用量も膨大です。そこで、許諾手続を効率的に行うために、早い時期から著作権の集中管理システムが構築されてきました。

仲介業務法が施行された際に音楽著作権を管理する公益法人として設立されたのが、現在のJASRAC（日本音楽著作権協会）の前身である大日本音楽著作権協会です。JASRACは仲介業務法のもとで音楽著作権の管理を許可された唯一の団体でしたが、平成13年に著作権等管理事業者法が施行され、著作権等管理事業者の設立が登録制になったことにより、JASRAC以外の数社が音楽著作権の管理事業に参入しました。これによって音楽著作権等管理事業の市場には複数のプレイヤーが存在することになり、市場における「公正で自由な競争」が問題となる裁判

が起きました。JASRACがテレビ局・ラジオ局と締結している包括徴収方式（放送等使用料の計算において放送等利用割合を反映しない方式）が排除型私的独占に該当するか否かが争われたのです。裁判の詳細は割愛しますが、平成27年4月に最高裁判所は、JASRACの包括徴収方式は他の管理事業者の参入を著しく困難にする効果を有すると結論づけました。JASRACは、一連の訴訟を受けて放送分野における新たな算定方式を導入し、各放送局が年間に使用した楽曲のうちJASRAC管理楽曲が占める比率を反映させる方式を取り入れました。データ処理技術の進歩により番組で使用した楽曲の全曲報告が以前に比べて容易になってきたことも、新しい徴収方法を後押しする要因となっています。

(2) 業界の動向—新会社発足

音楽著作権の管理事業者を巡っては、新規参入組だったイーライセンスとジャパン・ライツ・クリアランスが、平成28年2月1日をもって事業統合し、株式会社NexToneとして新たなスタートを切ったことも話題となりました。JASRACの管理楽曲は数の上では今でも圧倒的なシェアを占めており、事業統合した2社が管理する楽曲は、合わせて2パーセント程度とされています。また、人気曲を多く管理するエイベックス・グループはカバーする約10万曲の管理を新会社に移行すると発表していましたが、JASRACの約款との兼ね合いもあり、楽曲の移行が一気に進むというわけではないようです。それでも、今回の新会社を契機に、音楽著作権等管理事業の形態が変わっていく可能性は十分にあると思われます。

(3) 利用者側から見た留意点

ほとんどの楽曲がJASRACに管理されており、多くの使用態様についてオンラインで権利処理できるという状況は、利用者にとっては利

便性が高いといえます。JASRACは諸外国の音楽著作権団体と協定を結んでおり、多くの外国曲の使用についても、JASRACを通して権利処理を行うことが可能です。

もっとも、JASRACへの申請だけですべての音楽利用が可能になるわけではありません。たとえば日本国内の作品として届けられている楽曲（内国曲）でも、ゲームソフトに使用する場合や、CM用の録音に使用する場合は、事前に利用者と権利者が協議して使用料を決定する必要があります。外国曲については、さらに注意を要します。内国曲と取り扱いが異なる権利の代表例が、音楽と映像を同期（シンクロ）させて録音する権利、いわゆるシンクロ権です。日本の著作権法上はシンクロ権について特別の取り扱いをしていませんが、外国においては、シンクロ権について著作権管理団体に管理を委託せずに権利者が留保している場合も多いからです。いずれにせよ、外国曲の利用形態によっては、海外の権利者との交渉が必要になる可能性があることに留意が必要です。この場合、まずは日本のレコード会社が交渉の窓口となる場合が多いようです。

利用者としては、JASRACで権利処理をすれば大丈夫と油断してプロジェクト最終段階で慌てないように、必要な手続きについて早めの確認が重要です。また、JASRACは、新しい技術やビジネスモデルに対応するために、約款や使用料規程を比較的頻繁に改訂しています。これらの動向にも目を配っておきたいものです。

(4) 音源（レコード）の権利処理

JASRACが管理しているのはあくまでも楽曲の著作権であって、楽曲の音源に対する権利は含まれていないことにも留意して下さい。音源の権利は音源を作成した者（レコード製作者）が持っており、日本レコード協会（RIAJ）が主要な管理事業者です。もっとも、RIAJが現

在行っている管理事業は、商業用レコードを用いた放送番組をネットワークにおいて二次利用する場合におけるレコード製作者の権利の一任型管理事業に限られています。これ以外の形態で音源を利用する場合は、各レコード製作者から個別に許諾を得る必要があります。RIAJの会員社（正・準会員）の音源利用に関する許諾窓口連絡先は、RIAJのウェブサイトにも掲載されています。

5. 出版物に関する管理事業者

(1) 多様な管理事業者

末尾の一覧表を見るとわかるように、出版物に関連する著作権等管理事業者は多種多様です。

このうち日本文藝家協会は、多くの文学作品について著作権管理を行っています。大正15年に設立された文藝家協会を前身とするたいへん長い歴史を持つ団体であり、作家、劇作家、評論家、随筆家、翻訳家、詩人、歌人、俳人等、文芸を職業とする者の職能団体として発足し、平成15年10月から著作権等管理事業法に基づいて著作権の管理を行っています。

文芸作品を放送、映画、インターネット配信等で利用したい場合は、まず日本文藝家協会のウェブサイトでその作品の著作者が著作権管理を委託しているか検索し、委託者である場合には、著作権管理部に著作物の使用を申請することになります。日本文藝家協会では、申請を受けた後に著作権者に使用の可否を確認するので、通常は権利処理に数週間の時間を要し、しかも確実に使用できるとは限らないことに留意する必要があります。利用者としては、早めに権利処理に着手することが重要です。

なお、利用したい文芸作品の著作者が日本文藝家協会等の著作権等管理事業者に著作権の管理を委託していない場合は、利用者は著作権者から直接許諾を得る必要があります。出版社に

問い合わせるほか、「文藝年鑑」（新潮社刊）等で調べる方法もあります。

原作のあるテレビドラマや映画、演劇作品を二次的に利用する場合は、原作者だけではなく、脚本家からも許諾を得る必要があります。脚本家から委託を受けて脚本著作権の管理事業を行っている事業者として、日本シナリオ作家協会（シナ協）や日本脚本家連盟（日脚連）があります。いずれも、ウェブサイト上で、著作権管理を委託している脚本家を確認することができます。これらの団体に著作権管理を委託している脚本家については、所定の手続きにしたがって権利処理を進めることができます。

その他にも、著作物の属性に応じて、複数の著作権等管理団体事業者が存在しています。たとえば、学術団体から受託した学会誌等の定期刊行物と、書籍に加えて大学・研究機関が発行する紀要、報告書、ニュース及び企業が発行する技術報告書等の著作権を管理している学術著作権協会（JAC）や、教科書発行会社から委託を受けて、これらの会社が保有している著作権等を管理し、学習書・視聴覚教材への教科書の利用許諾を行っている教科書著作権協会（JACTEX）などが存在しています。

（2）出版物の複製の一括管理

閲覧以外の形態で出版物を利用する場面として一番多いのは、いわゆる二次利用よりも、むしろ、業務上の参考資料として書籍等の出版物を単純にコピーするようなケースだと思われます。プライベートで利用するために、自分用に一部だけコピーするような場合は、私的使用目的の複製（著作権法第30条）として権利処理をせずに利用できますが、業務上の目的の場合は、たとえ少数でも私的使用目的とはいえないため、権利処理が必要です。このような利用における権利処理を行う団体として、日本複製権センター（JRRC）があります。（1）日本国内の

著作物でJRRCが管理している著作物であり、（2）譲渡を目的としない複製やファックス送信など所定の利用形態であって、対象範囲が小部分・少数であれば、著作権者から個別の許諾を得ることなくJRRCとの契約で一括して権利処理ができるので、特に企業にとっては利用価値のある制度です。

なお、JRRCの管理受託対象外である著作物を複製したい場合には、各々の著作権者に直接連絡をとっても良いのですが、その他に出版者著作権管理機構（JCOPY）、新聞著作権協議会（新著協）といった団体に問い合わせる方法もあります。

6. 映像に関する管理事業者

放送番組に関して整理したように、映像作品には著作権・著作隣接権、さらには肖像権など多くの権利が関連しており、映像作品を二次的に利用する際には非常に煩雑な権利処理が必要になる可能性があります。

たとえば実演家の権利については、日本芸能実演家団体協議会（芸団協）が実演家から著作隣接権の委任を受け、権利処理業務を行っています。芸団協は、実演家著作隣接権センター（CPRA）を運営し、音楽CD等、商業用レコードを放送で使用する場合や、レンタルする場合、又はテレビ番組をDVD化する場合等の権利処理を行っています。しかし、映像コンテンツの利用について、芸団協を利用して権利処理を行っても、他にも許諾を得る必要がある権利者がいれば、すべての権利処理をしない限り、そのコンテンツを自由に利用することはできません。一方で、動画配信や動画共有サイトの発展により、映像作品の権利処理を迅速に行いたいという社会的要請が高まっています。このような状況の中で、日本音楽事業者協会、芸団協及び日本音楽制作者連盟の三団体が立ち上げた団体が、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）

です。aRmaは、利用者のニーズが高い映像コンテンツの二次利用に関する円滑な権利処理を実現するために、設立されました。その後、映像実演権利者合同機構、演奏家権利処理合同機構MPNも参画し、今日に至っています。

aRmaは映像コンテンツの二次利用に関する許諾申請の窓口業務や、その他の二次利用に関する手続き処理を行っているので、eRmaが多くのコンテンツを管理することになれば、映像コンテンツの権利処理の効率化が大いに進むことが期待されます。しかしながら、著作権の集中管理のためには、権利者から著作権等管理事業者に対して、管理の委託が行われていることが前提です。日本においては、放送番組などの映像コンテンツの制作にあたり、スタッフや出演者との間で契約書が交わされていないことも多く、あらためて権利者から管理委託を取り付けることが最初の難関になっています。aRmaのウェブサイトには「権利者を捜しています」というコーナーがあり、ここを見ると、比較的新しい放送番組であっても出演者の連絡先が不明となっているケースが少なくないことが分かります。

映像コンテンツの著作権等管理事業は始まったものの、効率的な権利処理が可能になるまでには、まだ時間がかかりそうです。

7. 裁定制度の動向

著作権等管理事業とは性格を異にしますが、同様に、利用者が権利者と個別に交渉することなく著作物を利用するための制度として、著作権等の裁定制度があります。これは、権利者が

不明な著作物等について、「相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないとき」には、文化庁長官の「裁定」を得て、相当額の補償金を供託することによって、権利者からの許諾を得ずに著作物を利用できるという制度です（著作権法第67条第1項、第103条）。

「相当な努力」を尽くすために著作権等管理事業者等への照会及び関連する著作権者団体への照会が求められるなど、時間と費用を要することが、裁定制度を利用する上での障壁となっていました。平成28年2月に、文化庁は過去に裁定を受けた著作物のリストを公表し、このような著作物の権利者の検索について、裁定制度を利用できるための要件を緩和しました。具体的には、過去の裁定に関するデータベースを閲覧し、文化庁に照会した上で、日刊新聞紙又は著作権情報センター（CRIC）のウェブサイト上に権利者を捜す広告を掲載すれば、「相当の努力」は果たしたことになりました。著作権等管理事業者に加えて文化庁の裁定制度も活用することで、権利処理の効率化が進むことが期待されています。

8. おわりに

本稿では、著作権の文献では多くが語られていないものの、実務的には有意義な著作権等管理事業者の概要について説明を試みました。著作権等管理の態様は、テクノロジーの発展と共に変化するものです。今後も、権利者と利用者が共に利便性を享受できるような制度へと進化を遂げていくことを期待して、本稿の結びとしたいと思います。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

参考

著作権等管理事業者一覧（平成28年3月1日現在で著作権等管理事業者として登録されている事業者）

名称	分類	URL
一般社団法人日本音楽著作権協会	音楽	http://www.jasrac.or.jp
公益社団法人日本文藝家協会	言語	http://www.bungeika.or.jp/
協同組合日本脚本家連盟	言語	http://www.writersguild.or.jp/wgj/
協同組合日本シナリオ作家協会	言語	http://www.j-writersguild.org
株式会社NexTone	音楽, レコード	http://www.elicense.co.jp
株式会社東京美術倶楽部	美術, 言語	http://www.toobi.co.jp
公益社団法人日本複製権センター	言語, 図形, 写真, 音楽, 舞踊又は無言劇, プログラム, 編集著作物, 美術	http://www.jrrc.or.jp
一般社団法人日本レコード協会	レコード, 実演	http://www.riaj.or.jp/
一般社団法人学術著作権協会	編集著作物音楽, 舞踊又は無言劇, 美術, 建築, 映画, 言語, 図形, 写真, プログラム	http://www.jaacc.jp/
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	実演	http://www.geidankyo.or.jp/
一般社団法人日本美術家連盟	美術	http://www.jaa-iaa.or.jp/
株式会社メディアリンクス・ジャパン	美術, 写真, 言語	http://www.medialynx.co.jp
一般社団法人教科書著作権協会	言語, 音楽, 美術, 図形, 写真	http://www.jactex.jp/profile.html
有限会社コーベット・フォトエージェンシー	写真, 言語, 美術, 図形	http://www.corvet.co.jp/home.html
一般社団法人美術著作権協会	美術	
株式会社リブラ・エージェンシー	言語	http://www.selfstudy.biz/libra/index.html
一般社団法人日本出版著作権協会	言語, 写真, 図形, 美術,	http://www.jpca.jp.net
一般社団法人出版物貸与権管理センター	美術, 写真, 言語, 図形	http://www.taiyoken.jp/index.html
株式会社International Copyright Association	音楽, レコード	http://ica-j.com
協同組合日本写真家ユニオン	写真	http://pro-photo-union.jp/
一般社団法人出版者著作権管理機構	美術, 言語, 図形, 写真, 編集著作物	http://jcopy.or.jp/
株式会社アイ・シー・エージェンシー	音楽, レコード, 実演	http://www.icagency.net
コピーライトコンサルティング株式会社	美術	
株式会社日本ビジュアル著作権協会	言語, 美術, 図形, 映画, 写真	http://www.jvca.gr.jp
一般社団法人ワールドミュージックインターネット放送協会	音楽, レコード, 実演, 映画	http://www.wmiba.com
一般社団法人日本美術著作権協会	美術	
一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会	映画放送	http://www.jasmat.or.jp
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	実演	http://www.arma.or.jp/
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	映画, 有線放送	https://www.catv-jcta.jp/

（原稿受領日 2016年3月22日）